

くらしの情報

村のお知らせではできるだけこのコーナーで行います。皆さんからの情報も提供ください。できるだけ掲載します。

労働保険料の申告は5月20日が納付期限

岩手労働局では、労働保険料を年度当初に概算で納付し、翌年度に確定保険料を計算し、精算する方法をとっています。

本年度の申告・納付期限は、5月20日です。最寄りの銀行、郵便局で手続きをしてください。

詳しくは、岩手労働局総務部労働保険徴収室（☎019-604-3003）または、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所にお問い合わせください。

障害を持つ方に吉報 自動車税が減免に！

次の表に該当する方が使用する自動車で、一定の要件（注）に該当する場合は、5月26日までに申請することで自動車税が免除されます。

障害の程度 障害の区分	身体障害者		知的障害者	精神障害者
	本人運転	生計同一者又は常時介護者運転		
視覚障害	1級～4級	1級～4級		
聴覚障害	2級、3級	2級、3級		
平衡機能障害	3級	3級		
音声機能障害	3級（喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る）		障害の程度 A	障害等級 1級
上肢不自由	1級、2級	1級、2級		
下肢不自由	1級～6級	1級～3級		
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級		
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう又は直腸・小腸の機能障害	1級、3級、4級	1級、3級、4級		

※これ以外の障害については、お問い合わせください。

注・一定要件とは

▶**本人運転の場合**…①自動車の所有者が障害者本人であること▶**生計を一にする方が運転する場合**…①自動車の所有者が障害者本人であること ※身体障害者が18歳未満の場合、知的障害者または精神障害者の場合は「生計を一にする者」が所有者であること②障害者の通院・通学・通勤・生業のために週1回以上または月4回以上、自動車を使用していること▶**常時介護する方が運転する場合**…①自動車の所有者が障害者本人であること②障害者のために少なくとも1年以上の間、週3日程度以上運転を行っているかまたは行なう予定であること。

詳しくは、久慈地方振興局企画総務部税務室（☎0194-53-4986 内線240）へお問い合わせください。

村外に在住する方へ 広報を送付します！

村では、村外に住んでいる普代村出身者や、希望者に「広報ふだい」を毎月送っていますが、今年も更新の時期となりました。引き続き購読を希望する方は、下記あて先まで1年分（平成15年4月～平成16年3月）の**宅配便送料**として（130円×12か月）1,560円（**自費**）の小為替、または現金をお送りください。**郵送を希望する方**（140円×12か月）は1,680円（**自費**）をお願いします。（すでに送料を納めている方を除きます）**送料を9月30日までに送付いただかない場合は、大変申し訳ありませんが「購読希望無し」と判断し、送付を中止しますのでご了承ください。**

新たに定期購読を希望の方は、郵便番号、住所、氏名を明記のうえ、小為替、または現金を添えてお申し込みください。住所の変更などがあった場合は、速やかにお知らせください。せっかく広報を送付しても「あて名不明」で戻ってることがあります。

▶**送付先**…〒028-8392 岩手県下閉伊郡普代村9-13-2普代村役場総務課広報係（☎0194-35-2111 内線116）

ひとりで悩むとだめ 相談に来てください

岩手弁護士会法律相談センターでは、悩みを抱え困っている方のために、予約制度で先着11組を対象に次のとおり相談に乗ります。

▶**受け付け**…相談日当日の8時30分から先着11組まで、予約で受け付けをします

▶**申込先**…久慈市役所 市民課生活安全係（☎0194-52-2111）へ

▶**相談時間**…10時30分～15時30分

4月	8日 (火)	22日 (火)	10月	14日 (火)	28日 (火)
5月	6日 (火)	20日 (火)	11月	11日 (火)	25日 (火)
6月	10日 (火)	24日 (火)	12月	9日 (火)	22日 (月)
7月	15日 (火)	29日 (火)	1月	6日 (火)	20日 (火)
8月	12日 (火)	26日 (火)	2月	10日 (火)	24日 (火)
9月	16日 (火)	30日 (火)	3月	16日 (火)	30日 (火)

▶**問い合わせ先**…岩手弁護士会法律相談センター（☎019-623-5005）

介護サービス技能は41日間の講習で取得可能

県立産業技術短期大学校では、介護員として就業を希望する女性などを対象に、施設実習を含め介護に必要な知識、技能を習得する技術講習を次のとおり開催します。

▶**日時**…6月13日～9月26日までの41日間

▶**会場**…久慈地区合同庁舎など

▶**定員**…25人

▶**受講料**…無料（ただし、教材費として9,000円程度必要）

▶**受講対象**…現在未就業で、習得した技術を活かし就業を希望し講習の全日程に出席できる女性など（原則として、県立産業技術短期大学校14年度技術講習修了者は除きます）

▶**申し込み方法**…5月7日、（9時30分～14時30分）久慈地区合同庁舎6階大会議室で受け付け、申請書類と聴取事項で決定します。

詳しくは、久慈地方振興局企画総務部企画振興課地域雇用相談員（☎0194-53-4981内線416）までお問い合わせください。

チャイルドシート 無料貸し出しのお知らせ

県交通安全協会久慈支部普代分会では、幼児の安全確保とチャイルドシート着用の徹底を図ることを目的に、チャイルドシートの**無料貸し出し**を次のとおり行っています。幼児の保護者の皆さま、チャイルドシートを購入するまでの間借りてみてはいかがでしょうか。チャイルドシートで小さな命を守りましょう。

▶**対象者**…村内に居住する幼児の保護者

▶**貸し出し期間**…6ヶ月以内（更新可能）

▶**受付窓口**…役場住民課（☎35-2113）

▶**保有台数**…①ベビーシート…5台（対象：10ヶ月未満・身長70cm以下、新生児～1歳くらい）②チャイルドシート…13台（対象：9～18ヶ月・身長65～100cm以下、1～4歳くらい）

▶**返却**…汚れなどあった場合クリーニング（自己負担）してお返しください

▶**リサイクル**…ご家庭で不要となったチャイルドシートは、役場住民課でお引き取りし（無料提供）再利用させていただきます。

▶**問い合わせ先**…役場住民課（☎35-2113）まで。